



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 家畜の予防検査の実施（畜産課） ..... 1
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） ..... 3
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） ..... 4
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） ..... 4
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 4
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） ..... 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 指定管理者の指定・8件（都市計画・モノレール課） ..... 6
- 道路の位置の指定・2件（北部土木事務所） ..... 8
- 道路の位置の指定・2件（中部土木事務所） ..... 8
- 道路の位置の指定の廃止・2件（中部土木事務所） ..... 9
- 道路の位置の指定（南部土木事務所） ..... 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 10
- 訓 令
- 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程（流通政策課） ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第113号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	すべての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施

		設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 摾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらと牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取の用に供する牛
ヨーネ病	牛	(1) 摶乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 24か月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	すべての馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキ一病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家kinsalモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

## 4 期日及び場所

- (1) 期日 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

## 5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査

ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキ一病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	血清平板凝集反応法
そ 腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

**沖縄県告示第114号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命ずる。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため

2 実施する区域 県一円

3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未経産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

#### 沖縄県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、旧幕下第5地区県営土地改良事業（区画整理・農用地保全）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴え提起することができる。

#### 沖縄県告示第116号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、伊平屋村長から協議のあった前泊地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成24年2月29日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字真我里マガイ底原413番1・413番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第118号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第948号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 7・7・那20号金城西線
- 3 事業実施期間 平成6年11月15日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業実施期間の延長

**沖縄県告示第119号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第566号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・16号国際センター線
- 3 事業実施期間 平成16年7月27日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業実施期間の延長

**沖縄県告示第120号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第463号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 1野嵩第一公園
- 3 事業実施期間 昭和63年6月17日から平成29年3月31日まで

**4 事業地**

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

**5 変更の内容 事業実行期間の延長****沖縄県告示第121号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第668号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**1 施行者の名称 宜野湾市****2 都市計画事業の種類及び名称**

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 13比屋良川公園

**3 事業実行期間 平成3年8月23日から平成29年3月31日まで****4 事業地**

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

**5 変更の内容 事業実行期間の延長****沖縄県告示第122号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第355号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**1 施行者の名称 うるま市****2 都市計画事業の種類及び名称**

- (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
- (2) 名称 3・3・石1号伊波公園

**3 事業実行期間 平成17年5月20日から平成25年3月31日まで****4 事業地**

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

**5 変更の内容 事業実行期間の延長****沖縄県告示第123号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、名護中央公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1****2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで****沖縄県告示第124号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、沖縄県総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**1 指定管理者となる団体 株式会社トラステック 那覇市字小禄303番地**

**2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで****沖縄県告示第125号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、浦添大公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第126号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、首里城公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 本部町字石川888番地

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第127号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、奥武山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 株式会社トラステック 那覇市字小禄303番地

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第128号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、海軍壕公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第129号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、平和祈念公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄県平和祈念財団 糸満市字摩文仁444番地

2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第130号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、バンナ公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1

## 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**沖縄県告示第131号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県北部土木事務所長 神 村 美 州

## 1 申請人の所在地及び名称

- (1) 所在地 うるま市字赤道一番地の4
- (2) 名称 有限会社タカラハウジング 代表取締役 高良忍

## 2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

## 3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令北土 第43号	指定年月日	平成24年2月6日	指定番号	指定第H23道位北3号
道路位置 指定の内容	幅員 6.00メートル、延長 50.00メートル		関係地番 名護市大東四丁目5535番1及び5362番3並びに大東四丁目5411番1の地先水路		

**沖縄県告示第132号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県北部土木事務所長 神 村 美 州

## 1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 名護市字辺野古28番地
- (2) 氏名 島袋茂照

## 2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

## 3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令北土 第50号	指定年月日	平成24年2月13日	指定番号	指定第H23道位北4号
道路位置 指定の内容	幅員 6.00~6.08メートル、延長 21.62メートル		関係地番 名護市字辺野古親里原1007番155及び1007番156		

**沖縄県告示第133号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

## 1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 読谷村字長浜117番地
- (2) 氏名 上地重光

## 2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。  
 (2) 氏名 申請人に同じ。

## 3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令中土 第107号	指定年月日	平成24年2月6日	指定番号	指定第H23道位中8号
道路位置 指定の内容	幅員 4.30~5.56メートル、延長 8.69メートル	関係地番 読谷村字長浜武理石原1606番2及び1611番7並びに字長浜武理石原1606番2から1611番7までの地先里道			

## 沖縄県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

## 1 申請人の住所及び氏名

- (1)ア 住所 西原町字小橋川88番地6  
 イ 氏名 与那嶺清  
 (2)ア 住所 西原町字小橋川88番地2  
 イ 氏名 与那嶺勲

## 2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 西原町字小橋川88番地2  
 (2) 氏名 与那嶺勲

## 3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令中土 第142号	指定年月日	平成24年2月9日	指定番号	指定第H23道位中9号
道路位置 指定の内容	幅員 4.00~4.39メートル、延長 29.12メートル	関係地番 西原町字小橋川西原88番15及び88番16並びに字小橋川西原88番15から88番16までの地先里道			

## 沖縄県告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成24年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

## 1 申請人住所及び氏名

- (1) 住所 那覇市字小禄767番地大成マンション501  
 (2) 氏名 平良吉勝

## 2 道路管理者住所及び氏名

- (1) 住所 北谷町字桑江226番地  
 (2) 氏名 北谷町長 野国昌春

## 3 廃止する道路

指令番号	沖縄県指令中土 第917号	指定年月日	平成16年12月27日	指定番号	指定第H16道位中17号
道路位置 指定の内容	幅員 6.00メートル、延長 85.20メートル	関係地番 北谷町字宮城3番291			

**沖縄県告示第136号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成24年3月13日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

## 1 申請人住所及び氏名

- (1) 住所 那覇市字小禄767番地大成マンション501
- (2) 氏名 平良吉勝

## 2 道路管理者住所及び氏名

- (1) 住所 北谷町字桑江226番地
- (2) 氏名 北谷町長 野国昌春

## 3 廃止する道路

指令番号	沖縄県指令中土 第460号	指定年月日	平成17年9月13日	指定番号	指定第H17道位中2号
道路位置 指定の内容	幅員 6.00メートル、延長 68.40メートル	関係地番	北谷町字宮城3番1		

**沖縄県告示第137号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

## 1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 南風原町字津嘉山51番地
- (2) 氏名 城間秀松

## 2 道路管理者の住所及び氏名

- (1) 住所 申請人に同じ。
- (2) 氏名 申請人に同じ。

## 3 道路の位置等

指令番号	沖縄県指令南土 第206号	指定年月日	平成24年2月27日	指定番号	指定第H23道位南6号
道路位置 指定の内容	幅員 4.00～5.21メートル、延長 61.18メートル 転回広場 2箇所 48.04平方メートル	関係地番	南風原町字津嘉山川下原1781番3、1781番4、1781番8、1781番10、1781番11、1782番3、1782番4及び1782番5		

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月4日まで縦覧に供する。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 申請のあった年月日 平成24年3月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人T O S S 沖縄

- 3 代表者の氏名 太田輝昭  
4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平351番地2階  
5 定款に記載された目的 この法人は、地域の教育関係者、保護者及び児童生徒等に対して、子どもの健全育成を図る精神のもと、教育に係る研究・研修会・情報提供事業、子ども体験教室事業、伝統文化を継承する事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

## 訓 令

沖縄県訓令第9号

農林水産部

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成24年3月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

### 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程

#### (設置)

**第1条** 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく農林物資の品質表示の適正化の促進及び強化を図るため、農林水産部流通政策課に沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員（以下「食品表示調査等事務嘱託員」という。）を設置する。

#### (身分)

**第2条** 食品表示調査等事務嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

#### (職務)

**第3条** 食品表示調査等事務嘱託員は、農林水産部流通政策課長（以下「流通政策課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 農林物資の品質表示に関する相談、助言、苦情の処理及び調査に関すること。

(2) 農林物資の品質表示について、食品関連事業者の理解を深めるための巡回指導、広報活動、講習会の開催その他の普及啓発に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、流通政策課長が指示する事項に関すること。

#### (委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 食品表示調査等事務嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 前条に規定する職務を行うに必要な知識及び経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、知事が適當と認める者

2 食品表示調査等事務嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、農林水産部農林水産企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

#### (報酬等)

**第5条** 食品表示調査等事務嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

#### (勤務条件)

**第6条** 食品表示調査等事務嘱託員の勤務場所は、農林水産部流通政策課とする。

2 食品表示調査等事務嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、流通政策課長が別に定める。

3 食品表示調査等事務嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

#### (服務)

**第7条** 食品表示調査等事務嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 食品表示調査等事務嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をし

てはならない。

3 食品表示調査等事務嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 食品表示調査等事務嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、食品表示調査等事務嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 食品表示調査等事務嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、食品表示調査等事務嘱託員に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--